

様式第2号（第2条関係）

政治倫理基準等違反調査請求書（議員用）

平成27年3月3日

葉山町議会議長 金崎 ひさ 様

調査請求代表者

葉山町議会議員

氏名 守屋 亘弘 

署名議員

氏名 畑中 由喜子 

氏名 窪田 美樹 

氏名 荒井 直弥 

氏名 土佐 洋子 

葉山町議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

- 1 調査請求の対象となる議員
中村文彦 議員
- 2 調査請求の対象となる事由
公共物である資源ステーションのネットボックスが中村文彦議員宅で無断使用されていた件。
- 3 調査請求の対象となる事由の内容
(別紙)

添付資料

政治倫理基準等の違反を疑うに足る事実を証する資料

「資源ステーションのボックス使用に係る経過」

【議長からの報告】

平成27年2月18日全員協議会会議録



(別紙)

3 調査請求の対象となる事由の内容

平成27年1月16日開催の議会運営委員会において、平成27年1月5日に、公共物である資源ステーションのネットボックスが中村文彦議員宅で無断使用されていたことが明らかになった。

生活環境部環境課から提出された「資源ステーションのボックス使用に係る経過」では、平成27年1月5日10時頃、匿名の女性から中村議員宅において、戸別収集のボックスに資源ステーションのボックスを使用しているのを、確認して注意してほしい旨の電話が入り、職員が現地確認したところ資源ステーションのボックス1個を利用して、敷地内でごみを入れて利用しているのを確認したが、本人不在のため現状維持のまま帰庁した。

その後、12時前、親族に連絡を依頼。

16時頃、中村文彦議員から環境課に電話があり、今回の件について謝罪の言葉があったので、「使用をやめてほしい」と伝える。

中村文彦議員から「なぜ使用したかという状況説明をしたいので、通報した人の連絡先を教えてください」との申し入れがあったが、匿名だった旨を伝えた直後、中村文彦議員から「厳しい事務的な指摘を受けたとのこと」です。

金崎ひさ議長は、1月11日にこの情報を得、1月15日に議会事務局長立会いの下で中村文彦議員から聞き取りをしたところ、中村文彦議員は資源ステーションのボックスを自宅で使用していたことは事実と認めた。

また、中村文彦議員は、1月5日、本来、午前中にごみ収集に来るはずが来なかったので、12時頃、役場に電話したところ、初めて資源ボックス無断使用を知って、確認したところ父親（前町議）が持ち込んだと主張している。

ここで、環境課の報告と中村文彦議員からの聞き取りと大きな差異が生じている。

第一に、環境課は中村文彦議員からの電話が16時としているが、中村文彦議員は12時ごろと大きな時間の差があること。

第二は、環境課は、16時に入った中村文彦議員の電話で、まず「今回の件について謝罪の言葉があった」としていますが、議長が中村文彦議員からの聞き取りでは「12時頃、役場に電話したところ、初めて資源ボックス無断使用を知って、確認したところ父親（前町議）が持ち込んだ」と主張していること。

さらに、2月18日の全員協議会において中村文彦議員は16時の問題

について「ほかの方の祝賀会に出ていて」「その時間、4時という時間帯については、ないのではないかと認識して」いると発言し、あくまで12時に電話したと主張している。

また、持ち込んだのも父親だとして、責任を回避しようとしている節がある。

これらの経過から、資源ボックスを誰が中村文彦議員宅に持ち込んだのか。

中村文彦議員が、いつそれを確認し、いつ返却したのか。

なぜ町職員に叱責にも似た激しい指摘が行われたのか。

以上を調査のうえ、事は町議会議員の資質にも係る問題であると思われる。葉山町議会基本条例第16条及び葉山町政治倫理条例第3条の政治倫理基準(1)町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。及び(5)町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。に抵触する疑いがあるため、政治倫理審査会においてこれを明らかにしていただきたい。

¹「厳しい事務的な指摘」とは、その後の聞き取りで、中村文彦議員から環境課職員が「匿名の電話で職員は動くのか」「資源ステーションは町内会が管理している、町内会を通じて注意すべきではないか」との大変厳しい口調で叱責を受けたとのこと。

全員協議会会議録

- ◇ 開催年月日 平成27年 2月18日 (水曜日)
- 開会時間 午後 5 時29分
- 閉会時間 午後 5 時38分

- ◇ 開催場所 葉山町議会 協議会室 1

- ◇ 議 題
- (1) 資源ステーションのボックス使用について
- (2) その他

- ◇ 出席並びに欠席議員
- 出席 14名 欠席 0名

議 長	金 崎 ひ さ	出席	副 議 長	近 藤 昇 一	出席
議 員	窪 田 美 樹	出席	議 員	畑 中 由 喜 子	出席
議 員	荒 井 直 彦	出席	議 員	笠 原 俊 一	出席
議 員	中 村 文 彦	出席	議 員	守 屋 亘 弘	出席
議 員	田 中 孝 男	出席	議 員	土 佐 洋 子	出席
議 員	鈴 木 道 子	出席	議 員	待 寺 真 司	出席
議 員	長 塚 かおる	出席	議 員	横 山 すみ子	出席

- ◇ 傍聴者
- な し

- ◇ 説明のため出席した者の職氏名
- な し

し上げたことに対しまして、中村議員から何かございましたら御発言をお願いいたします。

◎議員（中村文彦君）まず、経緯としましては、正月の一番最初、1月の5日だったというふうに聞いておりますが、そのときにカラスの被害に遭って、家族の者が困ってですね、そのかごを使ったということがあります。それについて、皆さんに御心配をおかけしたことについては、おかけしましたということです。それで当日、もうかごのほうはボックスのほうに返却しております。ということです。

時間についてはですけれども、大変申しわけないんですが、その時間帯、私はほかの方の祝賀会に出ておまして、電話を切っておりました。それは…ので、その時刻についてということであると、ちょっと私のほうではその時間帯には電話は出れなかったということになるかと思えます。ので、その時刻についてのことについては、私のほうでは電話はかけて、その時間、4時という時間帯ということについては、ないのではないかというふうに認識しておりますが。

◎議長（金崎ひさ君）以上でございます。これ以上、私は詮索するつもりはございませんので、どちらが正しいか、間違っていたか、勘違いだったかということは、ここで私が…どうぞ。

◎議員（中村文彦君）それで、すいません。皆さんに御心配をかけたことも大変申しわけなく思っております。

◎議長（金崎ひさ君）それでは、私からの御報告も以上でございますので、この件に関しましては私はこれで終了させていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

はい、どうも、きょうはお疲れのところ、ありがとうございました。（午後5時38分）

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

葉山町議会議長

資源ステーションのボックス使用に係る経過

生活環境部環境課

平成27年1月5日(月)

10時頃 匿名の女性から中村宅において、戸別収集のボックスに資源ステーションのボックスを使用しているのを、確認して注意して欲しい旨の電話が入る(浦田受)

電話後 浦田、櫻井で現地を確認。資源ステーションのボックス1個を利用して、敷地内にごみを出していたのを確認。中身までは確認していないが、可燃ごみの収集日のため可燃ごみと思われる。
本人に直接確認を行うため、インターホンにて呼び出しを行うが不在だったことからその場を現状維持のまま帰庁。

12時前 個別の連絡先がわからなかったため、親族にその旨を伝え元の位置に戻してもらうよう依頼

16時頃 中村文彦議員から電話(新倉課長受)
内容：中村議員 今回の件について謝罪
なぜ使用したかという状況説明を実際に通報した人に説明したいので連絡先を教えて欲しいとのこと
新倉課長 使用するのはやめてほしい
通報した人は匿名だった旨伝える
事務的な指摘を受ける

平成27年1月6日(火)

町長に別件で話を行った際に今回の案件について報告する。

平成 27 年 1 月 16 日（金）議会運営委員会

【議長からの報告】

先ほどの近藤議員のご指摘の、資源ステーションのボックス使用に係る件でございますけれども、私は 1 月の 11 日にその情報を数名の方から得ました。それで連休だったものですから、13 日の連休明けに事務局に指示を出しまして、環境課のほうに事の次第といたしますか、事実確認をするようにというふうにご指示を出しました。

そして 14 日に今配らしていただきました環境課からの資源ステーションのボックス使用に係る経緯というものが書面で出されました。で、それを元に 15 日に本人を呼びまして、お話をしたんですが、この資料は本人には見せておりません。そして、事実だけを聞きたいということでお話を伺って、多少ずれがございます。そのことも修正することなく、本人がおっしゃったままを私がここで申し上げたいというふうに思います。ご不審な点がございましたら、局長も一緒に聞いてくださっておりますので、2 人でお答えをしたいというふうには思います。

まず最初に、資源ステーションのボックスをご自分の自宅で使ったということは本当ですかと聞きましたら、それは事実ですとおっしゃいました。それで、事の経緯を聞きますと、何だかちょっと混乱をしてらして、日にちと時間がはっきりしないのですが、その中でも私が整理をしながら日にちと時間を明確にさせようと努力をいたしました。何日かわからないけれどもごみ収集の最初の日とおっしゃいましたので、これは 1 月 5 日だと思います。1 月の 5 日に午前中に本来であれば自分のところは収集に来るべきものが来なかった。それで、ご家族を含めて近所の方たちがカラス被害とか様々なことが起きるので、いつ収集に来るのだということをご本人に苦情が来た。で、議員として収集は何時ごろになるんだということをご環境課に 12 時ごろお電話したそうです。そうすると、そのときに環境課から初めて、資源ステーションのボックスを無断使用しているということをご中村文彦議員が電話で聞いたということでございます。

で、そのあとはいろいろ電話を切ったあとに、お父様といろいろお聞きになったと

は思いますけれども、自分の知らないことだというふうに答えたそうです。そして、持ち帰ったのはおそらく父であろうと。で、確認した結果、お父様だそうです。それで父であろうと。そして、環境課に言った内容といたしましては、資源ステーションのボックスは町内会の物なので、本来であれば町内会に苦情を言って、町内会長から父親にだめだよというふうなことを言われるべき問題であるというふうに言ったと本人は言っております。それで、私は環境課の、生活環境部のほうの資料を持っておりましたので、12時ごろという電話がおそらく16時というふうに環境課から出ておりますので、このときと、16時の間違いではないかなとは思いますが、ご本人が正午ごろとおっしゃっておりますので、これは私はわかりません。で、一度しか電話をしていないということですので、このへんの時間的差異はあまりよく覚えていないと仰っておりますので勘違いかもしれません。それであと、要するに議員本人がやったことではない。そして、謝るのであれば父に謝らせますということでございます。私は知らないということだということでございます。

あといろいろ、だいたい30分ぐらい話したんですが、簡潔に必要なことだけを申し上げればそれだけでございます。以上です。